

重要事項説明書

1. 事業所の概要

事業所名	トータルケアサービス
所在地	〒370-0613 群馬県邑楽郡邑楽町狸塚 2550-1
管理者氏名	松本 典子
電話番号	0276-70-9515（代表）
FAX 番号	0276-70-9516
事業所番号	（介）1063190050
	（医）3190050
サービス提供地域	邑楽郡内、館林市内

2. 事業の目的と運営方針

（１）事業の目的

利用者がその有する能力に応じて可能な限り自立した在宅療養を営む事が出来るよう、療養生活を支援し、心身の機能の維持回復、生活の質の向上を目指す事を目的とします。

（２）運営方針

サービス提供にあたっては、居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活が営むことができるよう、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止になるよう療養生活を支援し、その心身の機能回復を目指します。また、療養上の目標を設定し、医学の進歩に対応しながら、適切な看護技術をもって、計画的訪問看護を行い自らその提供する指定訪問看護の質を評価し、常にサービスの改善を図ります。

事業の実施にあたっては、関係市町村の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めます。

3. 従業員の職種・員数・勤務形態

職 種	勤務形態		
	常勤専従	常勤兼務	非常勤
管理者	1 名		
看護師	3 名		4 名
理学療法士	1 名		
作業療法士	2 名		

4. 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分
休業日	土曜・日曜日 毎年 12 月 30 日から翌年 1 月 3 日

※ 緊急時対応の契約をされている場合は、毎日 24 時間体制で常時対応可能です。

5. 提供するサービスの内容

医師の指示に基づき、以下のサービスを実施します。

- ① 症状・全身状態の観察
- ② 清拭・洗髪・入浴介助等による清潔の保持
- ③ 食事・排泄等日常の援助
- ④ 褥瘡の予防・処置、体位交換
- ⑤ 認知症患者の看護
- ⑥ カテーテル等の管理
- ⑦ 療養生活や介護方法の指導や助言
- ⑧ リハビリテーション
- ⑨ ターミナルケア
- ⑩ その他医師の指示による処置

6. 利用料金

【介護保険】 1 単位 10 円 利用者負担額：1～3 割（介護保険負担割合証に準ずる）

☐ 基本料金 訪問看護

要	サービス内容（看護師の訪問）	単位数	1 割負担の場合
介 護	訪問看護 20 分未満	314 単位/回	314 円
	訪問看護 30 分未満	471 単位/回	471 円
	訪問看護 30 分以上 1 時間未満	823 単位/回	823 円
	訪問看護 1 時間以上 1 時間 30 分未満	1,128 単位/回	1,128 円
	サービス内容（理学療法士等の訪問）	単位数	1 割負担の場合
	訪問看護 20 分	294 単位/回	294 円
	訪問看護 40 分（20 分×2）	588 単位/回	588 円
	訪問看護 60 分（20 分×0.9×3）	792 単位/回	792 円

☐ 基本料金 介護予防訪問看護

要	サービス内容（看護師の訪問）	単位数	1 割負担の場合
支 援	訪問看護 20 分未満	303 単位/回	303 円
	訪問看護 30 分未満	451 単位/回	451 円
	訪問看護 30 分以上 1 時間未満	794 単位/回	794 円
	訪問看護 1 時間以上 1 時間 30 分未満	1,090 単位/回	1,090 円
	サービス内容（理学療法士等の訪問）	単位数	1 割負担の場合
	訪問看護 20 分	284 単位/回	284 円
	訪問看護 40 分（20 分×2 回）	568 単位/回	568 円
	※要支援の方は利用開始月から 12 月を超えた場合、所定単位数より 5 単位/回減算となります。		

※ 理学療法士・作業療法士等による訪問については、訪問看護の一環としてのリハビリテーションを中心としたもので、看護職員の代わりに行う訪問となります。1日に3回まで行うことができますが、3回行う場合には、所定単位数に90/100を乗じた単位数で算定します。（要支援の認定の方は2回まで）

□ 加算料金（該当する項目のみ）

要 介 護 ・ 要 支 援	加算の種類	単位数	1割負担の場合
	サービス提供体制強化加算Ⅰ	6単位/回	6円
	緊急時訪問看護加算	600単位/月	600円
	特別管理加算(Ⅰ)	500単位/月	500円
	特別管理加算(Ⅱ)	250単位/月	250円
	退院時共同指導加算	600単位/回	600円
	初回加算(Ⅰ)	300単位/回	300円
	初回加算(Ⅱ)	350単位/回	350円
	複数名訪問加算(Ⅰ)看護師等30分未満	254単位/回	254円
	複数名訪問加算(Ⅰ)看護師等30分以上	402単位/回	402円
	長時間訪問看護加算(90分以上の訪問)	300単位/回	300円
	口腔連携強化加算(要支援の方は除く)	50単位/月	50円
	ターミナルケア加算(要支援の方は除く)	2,500単位/死亡月	2,500円
	介護職員等処遇改善加算Ⅰ	加算率 1.8%	

※ 介護保険支給限度額を超えてサービスを利用した分は、全額利用者の負担となります。

※ 1ヶ月に2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間、深夜加算が算定されます。

早朝時間帯（午前6時～8時・午後6時～10時）の訪問 所定単位数の25%

深夜時間帯（午後10時～翌朝午前6時）の訪問 所定単位数の50%

※ 特別管理加算は、厚生労働大臣が定める状態にある方で特別な管理を必要とする方に対して、サービス実施にあたり計画的な管理を行う場合、特別管理加算(Ⅰ)は、①に該当する場合、特別管理加算(Ⅱ)は②～⑤に該当する場合に加算されます。

①在宅慢性腫瘍等患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態。気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態。

②在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態。

③人工肛門、人工膀胱を設置している状態。

④真皮を越える褥瘡の状態。

⑤点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態。

※ 口腔連携強化加算は、口腔衛生状態や口腔機能の評価を行い、歯科医療機関及びケアマネジャーへの情報共有を行った場合に加算されます。

※ ターミナルケア加算は、在宅で死亡された方に対して、その死亡日および死亡前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合や、24時間以内に医療機関で死亡された場合も含み、算定されます。なお要支援1・2の認定を受けている方については適用されません。

※ 介護職員等処遇改善は、介護に従事する職員の賃金改善を図るため、令和8年6月より新設された加算です。利用者負担額は毎月の訪問実績により異なります。

注) 急性増悪、終末期、退院直後等の理由により、主治医から頻回な訪問看護が一時的に必要な旨の特別指示を受けた場合は、その指示の日から14日を限度として、医療保険による訪問看護の提供となります。

【医療保険】 利用者負担額：1～3 割

☐ 基本料金

項目				料金	1 割負担の場合
訪問看護	基本療養費(Ⅰ)	週 3 日目まで		5,550 円/日	555 円
		週 4 日目以降 (看護師)		6,550 円/日	655 円
		週 4 日目以降 (理学療法士等)		5,550 円/日	555 円
	基本療養費(Ⅱ) (同一建物 居住者)	2 人	週 3 日目まで	5,550 円/日	555 円
			週 4 日目以降 (看護師)	6,550 円/日	655 円
			週 4 日目以降(理学療法士等)	5,550 円/日	555 円
	※同一日に	3人以上 9人以下	週 3 日目まで	2,780 円/日	278 円
週 4 日目以降 (看護師)			3,280 円/日	328 円	
週 4 日目以降(理学療法士等)			2,780 円/日	278 円	
基本療養費(Ⅲ)	(入院中外泊時)		8,500 円/回	850 円	
精神科訪問看護	基本療養費(Ⅰ)	週 3 日目まで 30 分以上		5,550 円/日	555 円
		週 3 日目まで 30 分未満		4,250 円/日	425 円
		週 4 日目以降 30 分以上		6,550 円/日	655 円
		週 4 日目以降 30 分未満		5,100 円/日	510 円
	基本療養費(Ⅲ) (同一建物 居住者)	2 人	週 3 日目まで 30 分以上	5,550 円/日	555 円
			週 3 日目まで 30 分未満	4,250 円/日	425 円
			週 4 日目以降 30 分以上	6,550 円/日	655 円
			週 4 日目以降 30 分未満	5,100 円/日	510 円
	※同一日に	3人以上 9人以下	週 3 日目まで 30 分以上	2,780 円/日	278 円
			週 3 日目まで 30 分未満	2,130 円/日	213 円
			週 4 日目以降 30 分以上	3,280 円/日	328 円
			週 4 日目以降 30 分未満	2,550 円/日	255 円
基本療養費(Ⅳ)	(入院中外泊時)		8,500 円/回	850 円	
管理療養費		月の初日		7,710 円/月	771 円
		月の 2 日目以降		3,010 円/日	301 円

☐ 加算料金 (該当する項目のみ)

項目	料金	1 割負担の場合
24 時間対応体制加算	6,800 円/月	680 円
緊急訪問看護加算 (月 14 日目まで) (月 15 日目以降)	2,650 円/日	265 円
	2,000 円/日	200 円
特別管理加算 ※重症度が高いもの	2,500 円/月	250 円
	5,000 円/月	500 円
乳幼児加算 ※厚生労働大臣が定める者に該当する場合	1,400 円/日	140 円
	1,800 円/日	180 円
長時間訪問看護加算	5,200 円/回	520 円

項目		料金	1割負担の場合
夜間・早朝訪問看護加算 (午後6時～午後10時・午前6時～午前8時)		2,100 円/回	210 円
深夜訪問看護加算 (午後10時～翌6時)		4,200 円/回	420 円
難病等複数回 訪問加算 (同一日・ 同一建物内)	2 回 (1・2 人)	4,500 円	450 円
	2 回 (3 人以上 9 人以下)	4,000 円	400 円
	3 回以上 (1・2 人)	8,000 円	800 円
	3 回以上 (3 人以上 9 人以下・月 20 日目まで)	7,200 円	720 円
	3 回以上 (3 人以上 9 人以下・月 21 日目以降)	6,900 円	690 円
複数名 訪問看護加算	週 1 回 (同一建物内 1・2 人)	4,500 円	450 円
	週 1 回 (同一建物内 3 人以上 9 人以下)	4,000 円	400 円
	1 日 1 回 (同一建物内 1・2 人)	3,000 円	300 円
	1 日 1 回 (同一建物内 3 人以上 9 人以下)	2,700 円	270 円
	1 日 2 回 (同一建物内 1・2 人)	6,000 円	600 円
	1 日 2 回 (同一建物内 3 人以上)	5,400 円	540 円
	1 日 3 回以上 (同一建物内 1・2 人)	10,000 円	1,000 円
	1 日 3 回以上 (同一建物内 3 人以上 9 人以下)	9,000 円	900 円
退院時共同指導加算		8,000 円/回	800 円
特別管理指導加算		2,000 円/月	200 円
退院支援指導加算		6,000 円/回	600 円
在宅患者連携指導加算		3,000 円/月	300 円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算		2,000 円/月	200 円
訪問看護医療 DX 情報活用加算		50 円/月	5 円
訪問看護医療情報連携加算		1,000 円/月	100 円
訪問看護情報提供療養費		1,500 円/月	150 円
訪問看護ターミナルケア療養費 1		25,000 円	2,500 円
訪問看護ベースアップ評価料 (I)			
令和8年6月～令和9年5月		1,830 円/月	183 円
令和9年6月～		2,880 円/月	288 円
訪問看護物価対応料 1			
令和8年6月～令和9年5月 月の初日		60 円/日	6 円
月の2日目以降		20 円/日	2 円
令和9年6月～ 月の初日		120 円/日	12 円
月の2日目以降		40 円/日	4 円

※ 特別管理加算は、厚生労働大臣が定める状態にある方で特別な管理を必要とする方に対して、サービス実施にあたり計画的な管理を行う場合に加算されます。

5,000 円 (重症度が高いもの) は①に該当する場合、2,500 円は②～⑤に該当する場合

- ① 在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理又は在宅強心剤持続投与指導管理もしくは、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者、又は気管カニューレもしくは留置カテーテルを使用している状態にある者

- ②在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理、在宅難治性皮膚疾患処置指導管理を受けている状態にある者
- ③人工肛門、人工膀胱を設置している状態にある者
- ④真皮を超える褥瘡の状態にある者
- ⑤在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者

- ※ 訪問看護医療 DX 情報活用加算は、電子資格確認により診療情報を取得した上で、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に算定されます。
- ※ 訪問看護医療情報連携加算は、他の保険医療機関等が ICT を用いて記録した利用者に係る診療情報等を活用した上で、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に算定されます。
- ※ 訪問看護ターミナルケア療養費は、在宅で死亡された方に対して、主治医の指示により死亡日および死亡日前 14 日以内に 2 回以上訪問看護を行い、かつ訪問看護におけるターミナルケアの支援体制について利用者及びその家族等に対して説明をした上でターミナルケアを行った場合に算定されます。ターミナルケア後、24 時間以内に在宅以外で死亡した場合も算定されます。
- ※ 訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）は、事業所において勤務する看護職員その他医療関係職種の賃金改善を実施している場合の評価料です。
- ※ 訪問看護物価対応料は、物価の上昇に段階的に対応するため、令和 8 年 6 月に新設された加算です。

□ 参考 利用者負担額は、各種健康保険証の負担率に応じた額になります。

	基本療養費＋管理療養費 (初日)	基本療養費＋管理療養費 (2 日目以降)
1 割負担の場合	1,326 円	856 円
2 割負担の場合	2,652 円	1,712 円
3 割負担の場合	3,978 円	2,568 円

【その他料金（保険適用外）】

項目		料金
自費 訪問看護（保険で対応できない部分）		30 分 5,000 円（税込）
死後の処置料（エンゼルケア）		11,000 円（税込）
吸引器貸出し		2,000 円（税込）
衛生材料等		各種の実費相当額
キャンセル料	当日キャンセルや無断キャンセルの場合はキャンセル料が発生する場合があります。ただし、体調の急変等やむを得ない事情がある場合は例外扱いとなります。	1 回 1,100 円（税込）

※その他 利用者敷地内に駐車場が確保できず、かつ警察署による駐車許可も得られないなど、やむを得ない事情により有料駐車場料金が発生した場合は、別途実費負担となります。

【利用料金の支払方法】

サービス利用料は、1 ヶ月ごとにまとめて請求いたします。

口座引き落としでのお支払いをお願いしており、サービスを利用した月の翌月 27 日（土日祝休日の場合は金融機関の翌営業日）にご指定の口座より引き落としとなります。

7. 秘密保持と個人情報の保護

①利用者及びその家族に関する秘密の保持について	①事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ②事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ②また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ③事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
②個人情報の保護について	①事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。 ②事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際も第三者への漏洩を防止するものとします。 ③事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じ、その内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

8. 衛生管理について

- (1) 職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 指定訪問看護事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めます。

- (3) 事業所において感染症が発生し、まん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
- ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底します。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
 - ③ 従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

9. 虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	松本 典子（管理者）
-------------	------------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 虐待防止のための指針を整備しています。
- (4) 従業員に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当事業所従業員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

10. 身体的拘束等について

事業者は、原則として利用者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得たうえで、次に掲げることにより留意して必要最小限の範囲で行うことがあります。その場合は、態様をおよび時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察ならびに検討内容についての記録し、5年間保存します。

- (1) 緊急性・・・直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性・・・身体拘束以外に利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性・・・利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

11. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業員に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。

- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 2. ハラスメント防止

事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に努めます。

- (1) 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

- ・身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされようとなった）行為
- ・個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- ・意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

上記は当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族の等が対象となります。

- (2) ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同事案が発生しないための再発防止策を検討します。
- (3) 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的な話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメントの発生状況の把握に努めます。
- (4) ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置を講じます。

1 3. 緊急時における対応方法

サービス提供中に容態の変化などがあった場合は、下記の主治医、ご家族の他に、救急隊、その他関係機関に連絡いたします。

【緊急時のご連絡先】

主治医	医療機関名	
	主治医	
	連絡先	
ご家族	氏 名	
	連絡先	
	住 所	

1 4. 緊急時の連絡方法

病変等問題が起きたとき、事業所まで電話連絡（0276-55-2216）ください。営業時間中はスタッフが対応し、営業時間外は、担当看護師に転送されます。

※24 時間緊急時対応体制の契約をされてない方が緊急時に連絡を希望された場合、その月より契約（利用料金）が発生いたします。

15. 事故発生時の対応

利用者に対する訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な処置を講じます。また、利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

保険会社	三井住友海上火災保険株式会社
保険名	全国訪問看護事業者総合補償制度
補償の概要	訪問看護業務の遂行に際して、利用者やその家族にケガを負わせてしまったり、物品を破損してしまったこと等により損害賠償責任を負った場合の補償

16. 苦情窓口

当事業所の提供したサービスに対して、不満や苦情がある場合には、どんなささいなことでも構いませんので、次の窓口までご相談ください。

①当事業所のお客さま相談、苦情窓口

担当者	トータルケアサービス 松本 典子（管理者）
電話番号	0276-55-2216
FAX 番号	0276-70-9516
受付時間	午前8時30分から午後5時30分 （土曜・日曜日、12月30日から1月3日を除く。）

②公的機関窓口

お住まいの市町 介護保険担当課	館林市役所 介護保険課	0276-72-4111
	邑楽町役場 福祉介護課	0276-47-5021
	板倉町役場 健康介護課	0276-82-1111
	明和町役場 介護福祉課	0276-84-3111
	千代田町役場 住民福祉課	0276-86-2111
	大泉町役場 高齢介護課	0276-62-2121
群馬県 国民健康保険連合会	所在地：前橋市元総社町335-8 電 話：027-290-1323	

17. 第三者評価の実施状況

事業所で提供しているサービスの内容や課題について、第三者の観点からの評価の実施状況

実施の有無	無
-------	---